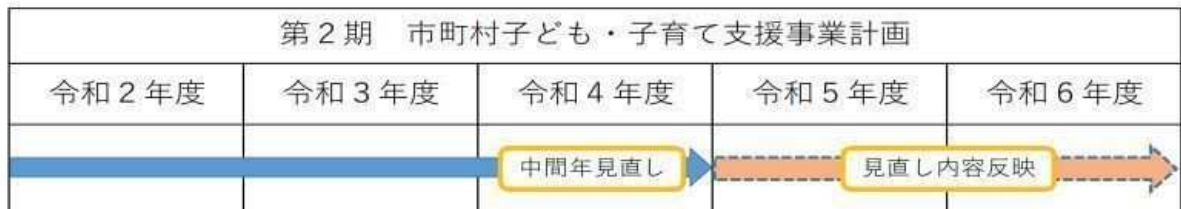


「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」
中間見直しについて

- 1 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定（令和元年度）
市町村は、国の定める子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針に即して、教育・保育の量の見込みや実施しようとする教育・保育の提供体制の確保などを内容とした、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定める。（子ども・子育て支援法第61条）。
 → 全ての市町村が、令和2年度から6年度までを計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定
 → 県は、各市町村の計画を取りまとめ、「県子ども・子育て支援事業支援計画」を包含する「かごしま子ども未来プラン2020」を策定

- 2 中間年の見直しの考え方
 「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（令和4年3月18日 内閣府通知）
 要旨：① 令和3年4月1日時点の認定区分ごとの実績値が、計画における量の見込みよりも10%以上乖離がある場合には、原則として見直しが必要
 ② 新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難で、見直しの必要性を判断できない場合は、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要なに応じて（見直しを）実施



- 3 見直しの方法
 - (1) （教育・保育の）量の見込み
認定区分毎の利用実績をもとに、出生数の動向や共働き世帯への移行など、変動要因を加味して算出
 - (2) （量の見込みに対する）確保方策
量の見込みに対応した確保方策の変更

認定区分		対象年齢	保育の必要性	利用可能施設
教育	1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園
	2号認定（教育ニーズ）			認定こども園（幼稚園機能）
保育	2号認定	満3歳未満	あり	保育所
	3号認定			認定こども園（保育所機能）

県内各市町村の中間年見直しの実施状況について

(1) 見直しあり

① 待機児童あり	2 市	鹿児島市, 始良市
② 待機児童なし	9 市町	鹿屋市, 枕崎市, 出水市, 垂水市, 霧島市, いちき串木野市, 南九州市, 湧水町, 大崎町

(2) 見直しなし

① 待機児童あり	乖離なし	1 市	南さつま市
② 待機児童なし	乖離なし	21 市町村	西之表市, 日置市, 曾於市, 伊佐市, 三島村, 十島村, 長島町, 肝付町, 中種子町, 南種子町, 屋久島町, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町
	乖離あり	10 市町	阿久根市, 指宿市, 薩摩川内市, 志布志市, 奄美市, さつま町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 龍郷町

(1) 鹿児島市

【計画策定時】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	1号	対2号認定 (教育コース)				1号	対2号認定 (教育コース)			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	7,105	1,524	8,032	6,136	21,273	7,105	1,524	8,032	6,136	21,273
② 確保方策 (利用定員総数)	9,795		7,553	7,027	24,375	9,795		7,553	7,027	24,375
②-①	2,690		▲479	891	3,102	2,690		▲479	891	3,102

【見直し後】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	1号	対2号認定 (教育コース)				1号	対2号認定 (教育コース)			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	6,524	2,462	7,785	5,561	19,870	6,229	2,349	7,674	5,543	19,446
② 確保方策 (利用定員総数)	9,371		7,416	6,728	23,515	9,371		7,416	6,728	23,515
②-①	2,847		▲369	1,167	3,645	3,142		▲258	1,185	4,069

文言調整中

県で定める数	
1号	
2号	
3号	

(2) 始良市

【計画策定時】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	1号	好2号認定 (教育コース)				1号	好2号認定 (教育コース)			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	1,021	421	1,129	932	3,082	1,027	429	1,144	929	3,100
② 確保方策 (利用定員総数)	1,065		1,016	934	3,015	1,065		1,016	934	3,015
②-①	44		▲113	2	▲67	38		▲128	5	▲85

【見直し後】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	1号	好2号認定 (教育コース)				1号	好2号認定 (教育コース)			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	824	344	1,129	860	2,813	824	344	1,144	860	2,828
② 確保方策 (利用定員総数)	1,024		1,079	944	3,047	1,024		1,079	944	3,047
②-①	200		▲50	84	234	200		▲65	84	219

【確保方策について】

- ① 施設整備による定員増 (新設, 増改築)
- ② 認定こども園への移行による定員増
- ③ 量の見込みの減少による1号の減

【今後の対応について】

保育士の確保による既存施設における定員の拡大等により, 受け皿を確保していく

県で定める数

1号	200
2号	0
3号	90

(3) 鹿屋市

【計画策定時】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	1号	対2号認定(教育コース)				1号	対2号認定(教育コース)			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	1,249	261	1,603	1,442	4,294	1,233	257	1,583	1,405	4,221
② 確保方策 (利用定員総数)	1,486		1,589	1,481	4,556	1,496		1,589	1,481	4,566
②-①	237		▲14	39	262	263		6	76	345

【見直し後】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	1号	対2号認定(教育コース)				1号	対2号認定(教育コース)			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	969	202	1,740	1,333	4,042	934	194	1,677	1,318	3,929
② 確保方策 (利用定員総数)	1,545		1,572	1,492	4,609	1,555		1,572	1,492	4,619
②-①	576		▲168	159	567	621		▲105	174	690

【確保方策について】

- ① 施設整備による利用定員の増 (増改築)
- ② 認定こども園への移行による利用定員の増

【今後の対応について】

2号認定の確保量の不足分については、次年度以降予定されている既存施設の増改築による定員増や、認定こども園等への移行で対応

県で定める数

1号	630
2号	0
3号	180

(4) 枕崎市

【計画策定時】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	73	0				68	0			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	73	0	271	196	540	68	0	254	187	509
② 確保方策 (利用定員総数)	265		291	199	755	265		291	199	755
②-①	192		20	3	215	197		37	12	246

【見直し後】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	73	0				68	0			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	73	0	271	196	540	68	0	254	187	509
② 確保方策 (利用定員総数)	260		278	192	730	260		278	192	730
②-①	187		7	▲4	190	192		24	5	221

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、児童推計算出が困難とし、量の見込みの変更無し

【確保方策について】

① 変更にあたり既存施設における利用定員の減を反映

【今後の対応について】

現時点においては既存施設において対応可能

県で定める数

1号 200

2号 30

3号 10

(5) 出水市

【計画策定時】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	4号認定 (教育コース)	5号認定 (教育コース)				4号認定 (教育コース)	5号認定 (教育コース)			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	406	140	822	712	1,940	398	137	805	696	1,899
② 確保方策 (利用定員総数)	794		923	705	2,422	794		923	705	2,422
②-①	388		101	▲7	482	396		118	9	523

【見直し後】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	4号認定 (教育コース)	5号認定 (教育コース)				4号認定 (教育コース)	5号認定 (教育コース)			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	313	110	928	727	1,968	289	102	879	711	1,879
② 確保方策 (利用定員総数)	805		958	746	2,509	805		958	755	2,518
②-①	492		30	19	541	516		79	44	639

【確保方策について】

- ① 施設整備による利用定員の増 (増改築)
- ② 認定こども園への移行による利用定員の増

【今後の対応について】

現時点において確保不足はなく、不足が生じた場合も既存施設の活用により対応可

県で定める数

1号	520
2号	80
3号	50

(6) 垂水市

【計画策定時】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	95	24				96	24			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	95	24	105	126	326	96	24	105	121	322
② 確保方策 (利用定員総数)	150		187	123	460	150		187	123	460
②-①	55		82	▲3	134	54		82	2	138

【見直し後】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	95	24				96	24			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	95	24	105	89	289	96	24	105	89	290
② 確保方策 (利用定員総数)	110		139	91	340	110		139	91	340
②-①	15		34	2	51	14		34	2	50

【確保方策について】

- ① 量の見込みの減少による利用定員の減
- ② 認定こども園の閉園や、既存施設における利用定員の減

【今後の対応について】

現時点において確保不足はなく、不足が生じた場合も既存施設の活用により対応可

県で定める数

1号	20
2号	40
3号	10

(7) 霧島市

【計画策定時】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	1号	対2号認定(教育コース)				1号	対2号認定(教育コース)			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	1,469	194	1,794	1,703	4,966	1,401	184	1,723	1,679	4,803
② 確保方策 (利用定員総数)	1,849		2,132	1,869	5,850	1,849		2,151	1,875	5,875
②-①	380		338	166	884	448		428	196	1,072

【見直し後】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	1号	対2号認定(教育コース)				1号	対2号認定(教育コース)			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	1,459	483	1,804	1,712	4,975	1,400	464	1,716	1,728	4,844
② 確保方策 (利用定員総数)	1,823		2,085	1,891	5,799	1,744		2,112	1,938	5,794
②-①	364		281	179	824	344		396	210	950

【確保方策について】

- ① 量の見込みの減少による利用定員の減
- ② 令和6年度の1号については、公立幼稚園の休廃園等による減、2・3号については施設整備（新設・増改築）による増

【今後の対応について】

現時点において過年度の施設整備により確保不足はなく、不足が生じた場合も既存施設の活用により対応可であり、今後も施設整備により受け皿確保をしていく

県で定める数

1号	370
2号	400
3号	210

(8) いちき串木野市

【計画策定時】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	対2号認定 (教育コース)					対2号認定 (教育コース)				
① 量の見込み (必要利用定員総数)	152	7	318	271	741	143	7	303	261	707
② 確保方策 (利用定員総数)	315		335	290	940	315		335	290	940
②-①	163		17	19	199	172		32	29	233

【見直し後】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	対2号認定 (教育コース)					対2号認定 (教育コース)				
① 量の見込み (必要利用定員総数)	159	0	326	246	731	146	0	301	225	672
② 確保方策 (利用定員総数)	270		308	252	830	270		301	239	810
②-①	111		▲18	6	99	124		0	14	138

【確保方策について】

① 既存施設における利用定員の減

【今後の対応について】

2号認定の確保不足については、既存施設の3号認定の余裕部分により対応可能

県で定める数

1号	130
2号	0
3号	20

(9) 南九州市

【計画策定時】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	1号	対2号認定(教育コース)				1号	対2号認定(教育コース)			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	124	12	539	331	994	120	12	518	316	954
② 確保方策 (利用定員総数)	235		536	368	1,139	235		536	368	1,139
②-①	111		▲3	37	145	115		18	52	185

【見直し後】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	1号	対2号認定(教育コース)				1号	対2号認定(教育コース)			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	155	12	511	397	1,063	142	12	468	393	1,003
② 確保方策 (利用定員総数)	260		582	398	1,240	220		582	398	1,200
②-①	105		71	1	177	78		114	5	197

【確保方策について】

- ① 施設整備による利用定員の増（増改築）
- ② 認定こども園への移行による定員増
- ③ 1号認定については、既存施設における令和6年度利用定員見直し見込みによる減

【今後の対応について】

現時点において確保不足はなく、不足が生じた場合も既存施設の活用により対応可

県で定める数

1号	110
2号	120
3号	10

(10) 湧水町

【計画策定時】

区 分	4 年目（令和 5 年度）					5 年目（令和 6 年度）				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	28	9				27	9			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	28	9	114	72	214	27	9	106	68	201
② 確保方策 (利用定員総数)	120		133	92	345	120		133	92	345
②-①	92		19	20	131	93		27	24	144

【見直し後】

区 分	4 年目（令和 5 年度）					5 年目（令和 6 年度）				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	28	0				27	0			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	28	0	139	106	273	27	0	134	102	263
② 確保方策 (利用定員総数)	120		133	92	345	120		133	92	345
②-①	92		▲6	▲14	72	93		▲1	▲10	82

【確保方策について】

※ 既存園の定員変更等がなく、施設整備も見込んでいないことから変更なし

【今後の対応について】

既存施設の定員増が図れるよう、県保育バンク登録など保育士の確保に努めていく（現時点での不足はなし）

県で定める数

1号	100
2号	0
3号	0

(11) 大崎町

【計画策定時】

区 分	4 年目（令和 5 年度）					5 年目（令和 6 年度）				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	75	8				73	8			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	75	8	168	160	403	73	8	168	155	396
② 確保方策 (利用定員総数)	95		199	201	495	95		199	201	495
②-①	20		31	41	92	22		31	46	99

【見直し後】

区 分	4 年目（令和 5 年度）					5 年目（令和 6 年度）				
	1号認定		2号認定	3号認定	計	1号認定		2号認定	3号認定	計
	60	10				60	10			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	60	10	200	149	409	60	10	200	145	405
② 確保方策 (利用定員総数)	70		200	150	420	70		200	150	420
②-①	10		0	1	11	10		0	5	15

【確保方策について】

- ① 既存施設における利用定員の減
- ② 量の見込みの減少（出生数減少）に伴う利用定員の減

【今後の対応について】

現時点において確保不足はなく、不足が生じた場合も既存施設の活用により対応可

県で定める数

1号	10
2号	0
3号	10

県計 (参考値)

【計画策定時】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1 号認定		2 号認定	3 号認定	計	1 号認定		2 号認定	3 号認定	計
	1 号認定	対 2 号認定 (教育コース)				1 号認定	対 2 号認定 (教育コース)			
① 量の見込み (必要利用定員総数)		16,097	3,982	23,238	18,716		58,051	15,918	3,963	22,964
② 確保方策 (利用定員総数)	22,843		24,012	20,607	67,462	22,853		24,031	20,613	67,497
②-①	6,746		774	1,891	9,411	6,935		1,067	2,150	10,152

【見直し後】

区 分	4 年目 (令和 5 年度)					5 年目 (令和 6 年度)				
	1 号認定		2 号認定	3 号認定	計	1 号認定		2 号認定	3 号認定	計
	1 号認定	対 2 号認定 (教育コース)				1 号認定	対 2 号認定 (教育コース)			
① 量の見込み (必要利用定員総数)		14,951	5,062	23,281	18,011		56,243	14,450	4,902	22,775
② 確保方策 (利用定員総数)	22,332		23,868	20,294	66,494	22,223		23,888	20,337	66,448
②-①	7,381		587	2,283	10,251	7,773		1,113	2,526	11,412

県で定める数	
1 号	5,030
2 号	1,950
3 号	1,590